



Title	銀雀山漢墓竹簡「五議」について
Author(s)	金城, 未来
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 2011, 45, p. 1-16
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/25100
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

銀雀山漢墓竹簡「五議」について

金城未來

キーワード：銀雀山漢墓竹簡、「論政論兵之類」、「五議」

はじめに

二〇一〇年一月に出版された『銀雀山漢墓竹簡〔貳〕』には、「論政論兵之類」としてまとめられた五十篇の文献が見える。これらの文献については、各篇に関する個別的研究も、五十篇全体を視野に入れた総合的研究も、まだ十分には行われていない⁽¹⁾。

筆者は、先に『銀雀山漢墓竹簡「兵之恒失」考釈』（『待兼山論叢』哲学篇第四十四号、二〇一〇年十二月）として、「論政論兵之類」のうちの一篇「兵之恒失」を取り上げて検討した。その結果、「兵之恒失」の記述形式や思想内容が、『孫子』や『孫臏兵法』などの兵權謀家の文献と類似するものであったことを明確にした。さらに「兵之恒失」における「天下」の用例の分析から、本篇が『孫子』よりも『孫臏兵法』や『呉子』に近かったこと、またそれが戦国時代後半期に記され、活用されていた文献であつた可能性を指摘した。

本稿では、引き続き銀雀山漢墓竹簡「論政論兵之類」の一篇である「五議」について検討を加え、その文献的特

質を明らかにしたい。

一、「五議」の全体構成

(1) 「五議」の釈読

整理者（銀雀山漢墓竹簡整理小組）によれば、銀雀山漢墓竹簡には、五枚の篇題木牘が含まれており、そのうち「論政論兵之類」五十篇にかかる木牘には、十二篇の篇題が記されている^②。 「五議」は、この十二篇に含まれる一篇であり、『銀雀山漢墓竹簡〔貳〕』の刊行によつて初めて公開された文献である。そのため、いまだ釈文の検討が十分ではなく、現代語訳も発表されていない。そこで、まず「五議」の釈読作業を行い、その内容を明確にしておく。

なお以下、一〇二七・一〇二八などの漢数字は竹簡番号を、【】は欠損部分を整理者が補つた箇所を示す。また、□は一字分の不明な文字を、……は竹簡の欠損により接続不明な箇所を、点線部は「五議」の一部と考えられる接続不明の残欠箇をそれぞれ示すこととする。

原文

五議^{〔讀注1〕}一〇二七

・有国之五議。一曰、百言有本、千言有要、万言有総。能總言、能知言之所至者也。一〇二八能知言之所至、能為有天下有国者定治之高庳（卑）。不能知言之所至、【不能為有一〇二九天】下有国者定治之高庳（卑）。有国之一議也。

【・二曰、□□□□□能知知（智）之所至者也。能知知（智）之所至、能為有天下有國者定可与一〇三不可。不能知知（智）之所至、不能為有天下有國者定可与不可。有【國之二議也】。〔語注2〕一〇三一】

・三曰、言用行行而天下安樂、能極得也。能極得、萬民親之、天【地□□、鬼神□】〔語注3〕一〇三三助。不能極得、萬民弗親、天地弗與、鬼神弗助。有國之三議也。〔〇三四〕

・四曰、天不言、萬民走其時。地不言、萬民走其財。能知此、知治之所至【者也。能知治】〔語注2〕一〇三五之所至、能不以国乱、能不以國危。不能知治之所至、能不以国乱、能不以國危。有國之四議也。〔〇三七〕

【・五曰】……【能知極不可亂】之治也。能知極不可亂【之治、能不以國惑】、〔〇三八〕能不以國怠。不能知極不可亂之治、能不以國惑、能不以國怠。有國之五〔〇三九〕議也。五議、有國之所以觀〔〇四〇〕……
……□也。此有國者之所以觀〔〇四一〕……

訓讀

五議

〔語注1〕

・國を有つの五議。一に曰く、百言に本有り、千言に要有り、万言に總有り。能く言を總ぶるは、能く言の至る所を知る者なり。能く言の至る所を知らば、能く天下を有ち國を有つ者、治の高卑を定むるを為す。言の至る所を知る能わざれば、【天】下を【有ち】國を有つ者、治の高卑を定むるを【為す能わづ】。國を有つの一議なり。

【・二に曰く、□□□□□能く智の】至る【所を知る】者なり。能く智の至る所を知らば、能く天下を有ち國を有

つ者、可と不可とを定むるを為す。智の至る所を知る能わざれば、天下を有ち國を有つ者、可と不可とを定むるを為す能わず。【國を】有つ【の二議なり】。

・三に曰く、言用^もて行い、行いて天下安樂なれば、能く得るを極むるなり。能く得るを極むれば、万民之れに親しみ、天【地□□、鬼神□】助^{〔講注3〕}。得るを極むること能わざれば、万民親します、天地与えず、鬼神助けず。國を有つの三議なり。

・四に曰く、天言わざるも、万民其の時に走る。地言わざるも、万民其の財に走る。能く此を知るは、治の至る所を知る【者なり。能く治】の至る所を【知らば】、能く以て国乱れず、能く以て国危うからず。治の至る所を知る能わざれば、以て国乱れざること能わず、以て国危うからざること能わず。國を有つの四議なり。

【・五に曰く】……【能く乱るべからざる】の治を【極むるを知る】なり。能く乱るべからざる【の治を】極むるを知らば【能く以て国惑わず】、能く以て国怠らず。乱るべからざるの治を極むるを知る能わざれば、以て国惑わざること能わず、以て国怠らざること能わず。國を有つの五議なり。五議、國を有つの所以觀……

……□なり。此國を有つ者の所以觀……

現代語訳

五議

・國を保有するための五つの建議。一つは、百言には根本があり、千言には要点があり、万言には総括がある。言葉をまとめることができるのは、言葉の最上の状態を認識できる者である。言葉の最上の状態を認識できれば、

天下を保有し国を保有する者は、政治の重要な点とそうでない点とを判断することができる。言葉の最上の状態を認識できなければ、【天】下を【保有し】国を保有する者は、政治の重要な点とそうでない点とを判断することができない。【これが】国を保有する一議である。

【・二つめは、□□□□□智恵の】最上【の状態を認識できる】者である。智恵の最上の状態を認識できれば、天下を保有し国を保有する者は、「統治する上で」可と不可とを判断することができる。智恵の最上の状態を認識できなければ、天下を保有し国を保有する者は、「統治する上で」可と不可とを判断することができない。【これが】【国を】保有する【二議である】。

・三つめは、言葉に基づいた行いをし、「その」行いをして天下が平和で治まつていれば、多くのものを得られる【ということ】である。多くのものを得られれば、万民は統治者に親しみ、天【地□□、鬼神□】助。多くのものを得られなければ、万民は「統治者に」親むことなく、天地は「何も」与えず、鬼神も「何も」手助けしない。【これが】国を保有する三議である。

・四つめは、天が「何も」言わずとも、万民は「天の」時宜にあつた行動をとる。地が「何も」言わずとも、万民は「地の」財物を獲得するように行動する。このことを認識できるものは、政治の最上の状態を認識できる【者】である。【政治】の最上の状態を【認識できれば】、国は乱れることなく、危険なこともない。政治の最上の状態を認識できなければ、国が乱れないことはなく、危険に晒されないわけにもいかない。【これが】国を保有する四議である。

【・五つめは】……【乱れることのない】政治【の極致を認識できること】である。乱れることのない【政治の】

極致を認識できれば【国は混乱せず】、国は怠惰な風潮にもならない。乱れることのない政治の極致を認識できなければ、国は混乱しないことはなく、怠惰な風潮にならないこともない。「これが」国を保有する五議である。五議は、国を保有する所以觀……

……□である。これは国を保有する者の所以觀……

語注

〈1〉 整理者によれば、この篇題は『銀雀山漢墓竹簡〔參〕』所収予定の篇題木牘にも見えるという。

「五議」と称される文献は、銀雀山漢墓竹簡の中に二篇存在する。本稿で取り上げる「論政論兵之類」中の五番目の文献と、他に三十五番目の文献がそれである。しかし、三十五番目に配された文献は篇題簡に「議」と記されており、また篇題簡の他は残欠簡が一箇残るのみである。そのため、なぜ整理者が「五議」と称したのかは不明であり、この一箇「……□議能亂法。」のみから何らかの思想を読み解くことは不可能と考えられる。よって、今は五番目の文献だけを取り上げて、検討を試みることとする。

〈2〉 整理者は、二つめの「知」字を、「智」と読むべきであろうと述べる。

馬王堆帛書『老子』にも「故大道廢、案有仁義。知（智）慧出、案有大偽」（道經十八）や、「絕聖棄知（智）、民利百倍」（道經十九）など、「知」と「智」が通用していた例が散見する。「知」「智」に関しては、普通・字形の類似から、読み替えが可能であったものと考えられる。該所では、文脈上、このように読み替えるべきであると考えられるため、これに従う。

〈3〉 整理者は、下文の「天地弗与、鬼神弗助」の語によって、文を補い「天【地与之、鬼神相】助」と釈読している。ただし、「天【地】」の下の二字は「□与」に作っていた可能性がある。また、「助」の上一文字は必ずしも「相」字と確定することはできず、そのため、該当箇所は空欄のままにしておく。

(2) 「五議」の内容・構成

五議には、国を保有するための提言が、「～であれば、……できる」「～できなければ、……できない」というようく、箇条書き形式で記されている。箇条書きは、「論政論兵之類」に収められた多くの文献に共通する記述形式であり、特に篇題木牘に名称の見える十二篇は、大部分がこのような要点をまとめた箇条書き形式となっている。⁽³⁾しかし、「一議」「二議」というように「議」（臣下が為政者へ向けて行つたと考えられる「建議」）の語を用いて箇条書きされた文献は、漢代以前、本篇の他には見られず、これは「五議」の特徴と言えるだろう。

「五議」では、まず前提となる事柄が述べられ、それに関連する統治の条件が提示される。そして、その条件が実現できれば国を保つことに繋がるプラスの事態が起こり、実現できなければ国を滅ぼすことになるマイナスの事態に陥るとされている。この観点から、各議の内容をまとめるところの表のようになる。

前 提		条 件	統治者の行動・可否（結 果）
一 どんなに多くの言葉にも重要な根 本がある。	言葉の一番重要な根本を 認識できるか否か。	可能 不可能	＝政治の重要な点とそうでない点とを判断できる。 ＝政治の重要な点とそうでない点とを判断できない。
			▼

			二
		智恵の最上の状態を認識できるか否か。	可能 = 統治上の良し悪しを判断できる。 不可能 = 統治上の良し悪しを判断できない。
	三	言葉に基づいた行動をして天下が治まつていれば、多くのものを得られる。	多くのものが得られるか否か。 可能 = 万民は親しみ、天地は恵みを施し、鬼神は手助けをしてくれる。 不可能 = 万民は親しまず、天地は恩恵を与えず、鬼神は何の手助けもしてくれない。
四		天地が何も言わずとも、万民は時宜にあつた行動をし、財物獲得のために奔走する。上記のことを理解していれば、政治の最上の状態を認識することができる。	政治の最上の状態を認識できるか否か。 可能 = 国は乱れることなく、危険もない。 不可能 = 国は乱れ、危険に晒される。
五		乱れることのない政治の極致を認識できるか否か。	可能 = 国は混乱せず、怠惰な風潮にもならない。 不可能 = 国は混乱し、怠惰な風潮に陥る。

また、五議は各議の内容から、大きく三つの面について説かれていることが分かる。まず、第一議と第二議には、「言葉」や「智恵」の極致を認識する必要があるという、知性面に関する記述が見える。ここでは、言葉や智恵の重要な根幹をきちんと認識していれば、政治を行ふ上で適切な判断を下すことができると述べられている。

さらに第三議には、「極得」（獲得の極致に到達できるか）という物質面の重要性が説かれている。ここでは、多くのものを得ることができれば、万民は統治者に親しみ、適切な政治で天下が治まる。さらに、そうなれば天地は恵みを施し、鬼神は手助けをすると記述されている。

続く第四議と第五議では、政治の極致を認識する必要があると説かれる。政治の極致を認識していれば、国は乱れることなく、危険に陥ることもない。言わば、政治的センスの問題である。

このように、「五議」には全体を通して、現実的思索に基づいた国家統治論が提示されていることが窺える。

二、「五議」の思想的特質

前章で確認したとおり、「五議」において国政を論ずる前提には、以下の三つの認識が必要であるとされていた。

①多くの言葉には、根本があるということ（第一議）。②言葉に基づき行動し、その結果天下が治まれば、多くのものを得られるということ（第三議）。③天地が何も言わずとも、万民は時宜にかなつた行動をとり、財物獲得のために奔走する。これを理解していれば、政治の最上の状態を認識できるということ（第四議）。

①については、長沙馬王堆^{ちょうさまとうたい}三号漢墓から出土した帛書『十六經』成法にも「夫百言有本、千言有要、万【言】有総（夫れ百言には本有り、千言には要有り、万【言】には総有り）」と類似する語句が見られる。

しかし「成法」において該当句は、黄帝と大臣力黒との問答中、成文法の必要性が説かれる箇所に登場しており、「五議」とは文脈が異なっている。『十六經』成法では、成文法が一言で事足りるものとされており、その理由につ

いて、一の根本が道であり、万物はすべて一つの隙間から生じる。よつて、一（一言の成文法）を認識して多くの状況を把握できれば、天下を正しく統治できるためとしている。

また②の認識は、儒家や法家のいう「正名」や「刑（形）名」思想を想起させる。たとえば、『論語』において、子路が孔子に政治を行う場合、まず何から手をつければよいかと問うた際、孔子は「必也正名乎。（必ずや名を正さんか）」（子路）と答えている。さらに孔子は続けて「名不正、則言不順。言不順、則事不成。事不成、則礼樂不興。礼樂不興、則刑罰不中。刑罰不中、則民無所錯手足。故君子名之必可言也、言之必可行也。君子於其言、無所苟而已矣。（名正しからざれば、則ち言順ならず。言順ならざれば、則ち事成らず。事成らざれば、則ち礼樂興らず。礼樂興らざれば、則ち刑罰中らざす。刑罰中らざれば、則ち民手足を錯く所無し。故に君子之を名づくれば必ず言う可し、之を言えば必ず行う可し。君子は其の言に於いて、苟しくもする所無きのみ）」と述べ、名を正すことの重要性や、それを基として言論や政治が達成されることを説いている。『荀子』にも正名篇があり、また『韓非子』においても「人主將欲禁姦、則審合刑名者、言与事也。（人主將に姦を禁ぜんと欲すれば、則ち刑名を審合せよとは、言と事となり）」（二柄）と記されるごとく、先秦において、いかに名（言葉）と行動の一貫が重要視されていたかが窺える。⁽⁴⁾

さらに③についても、同様の思想が『慎子』威徳に存在する。該所は以下の通り。「天雖不憂人之暗、闢戶牖必取己明焉。則天無事也。地雖不憂人之貧、伐木刈草必取己富焉。則地無事也。聖人雖不憂人之危、百姓準上而比於下、其必取己安焉。則聖人無事也。（天人の暗きを憂えずと雖ども、戸牖を闢き必ず己の明を取れば、則ち天事無きなり。地人の貧しきを憂えずと雖ども、木を伐り草を刈り必ず己の富を取れば、則ち地事無きなり。聖人

人の危うきを憂えずと雖ども、百姓上に準じて下に比し、其れ必ず己の安んざるを取れば、則ち聖人事無きなり)」。『五議』や『慎子』の内容からは、天や地が何も言わぬ(せず)とも、人民は適宜自らの得となるところを見極め行動するという人間觀が、戦国中期には存在していたことが理解できる。

以上のように、「五議」に見える国保を説く上での三つの前提是、儒家や道家・法家などの枠を越え、当時、広く普及した認識であった可能性が考えられる。しかし、その上で、①の語句が『十六經』成法においては「五議」と異なる文脈に登場している点や、②に近い思想を持つ『論語』子路が、「五議」には見られない「礼樂」などの徳目を重視している点、さらに③と類似する『慎子』威徳において、該当句が「何もせずとも治まる」というような自然法的存在を強調し、その上「非尚賢説」を唱えるために使用されている点には、「五議」との思想的相違が表れており、注意が必要である。

「五議」第三議にはまた、「得るを極むること能わざれば、万民親しまず、天地与えず、鬼神助けず」と「鬼神」を説く箇所が見える。戦国期において、占いやト筮^(ぼくせい)を重視する兵陰陽家は、「鬼神」についてもしきりに説き、戦乱を左右する要素であるとしてきた。しかし、「五議」全体の中で「鬼神助けず」を見た時、この語句がそれほど呪術的かつ神秘的な現象を示唆しているとは考えにくく、あくまで人為の結果、付隨してくる状況を表しているにすぎないものと思われる。右記の三つの前提に加え、この点からも、「五議」が儒家や兵陰陽家などの枠には縛られぬ、あくまで現実的觀点から国策を論ずる文献であったことが窺えるだろう。

三、「論政論兵之類」について—「五議」を含む十二篇を中心にして—

「五議」には直接戦闘に関する記述は見えず、「論政論兵」のうち、「論政」について記された文献であったことが分かる。しかし、「論政論兵之類」としてまとめられた文献中には、「将敗」や「兵之恒失」のように、軍事について説かれた篇も見受けられる。果たして、これらの文献は単なる偶然によつて一つにまとめられたものなのか、それとも何らかの意図のもとに編纂されたものであつたのか。以下、篇題本臍に名称が見え、少なくともある時点において一つのまとまりを持つものとして扱われていたと考えられる十二篇を中心に考察を加えてみたい。

まず、検討すべきは、これら十二篇の時代性である。本稿で取り上げた「五議」には、「天下を有ち國を有つ者」（一〇二九簡・一〇三〇簡・一〇三一簡・一〇三三簡）や「行いて天下安樂なれば」（一〇三三簡）など、天下統治を視野に入れた記述が見える。このような記述は、他に十二篇中の一篇「王道」に「能除天下之共憂。（能く天下の共憂を除く）」や、「兵之恒失」に「使天下利其勝者也（天下をして其の勝を利せしむる者なり）」とあり、これらが明らかに「五議」と共通する政治観を示していたことが窺える。これとよく似た表現は、戦国時代後期に齊の稷下で活躍した荀子の書にも見られる。該当箇所は以下のとおり。「用国者、得百姓之力者富、得百姓之死者強、得百姓之誉者榮。三得者具而天下帰之、三得者亡而天下去之。……湯・武者、脩其道、行其義、興天下同利、除天下同害、天下帰之。（国を用むる者、百姓の力を得る者は富み、百姓の死を得る者は強く、百姓の誉を得る者は榮ゆ。三得なる者具わりて天下之れに歸し、三得なる者亡くして天下之れを去る。……湯・武は、其の道を脩め、其の義を行い、天下の同利を興し、天下の同害を除きて、天下之れに歸す）」（王霸）

ここには、百姓からの支持を得て、天下の利益を考え、天下の害悪を除けば、天下はこれに帰服するという内容が示されている。「五議」や「王道」に見られる統治觀に類した記述と言えよう。

さらに、十二篇中、「為國之過」には、「其君至於失國而不悟。（其の君は国を失うに至るも悟らず）」や「如以城量之、而人君以亡其國。（如し城を以て之れを量れば、而ち人君以て其の国を亡ぼす）」という語句が見え、また「觀卑」には「不見危國。（危国を見ず）」「不見亡國。（亡国を見ず）」などの記述が見える。これらは一見して、国を失う可能性の示唆された内容であることが分かる。『韓非子』亡徵にも、「……者、可亡也。（……者は、亡ぶ可きなり）」と、國家滅亡の兆候が箇条書き形式で列挙されている箇所がある。韓非子は戦国末期に活動した思想家である。「論政論兵之類」には、他にもこのような乱世に通ずる緊張感や統治論の説かれた「將敗」「將失」「三亂三危」などの篇が散見し、それは十二篇のまとめられた時代性を反映しているものと考えられる。つまり、ここから「論政論兵之類」十二篇の編纂時期も、戦国時代後半期であつた可能性が指摘できよう。

次に、十二篇の内容に注目したい。先に「論政論兵之類」には、「論政」に関する篇と「論兵」に関する篇とが見られることを指摘した。そのうちの「論兵」類は、『孫臏兵法』や『呉子』と近い内容を含んでおり、明らかに兵權謀家の合理思想を有した文献であることが分かる。⁽⁵⁾一方、「論政」類には、儒家系文献である『論語』や『荀子』などの内容や、法家系文献である『韓非子』の内容と類似する記述が含まれているものの、そこには儒家に見られる「礼」や「樂」などの徳目は見えず、また法家において顕著な法令の絶対視や儒家批判の記述なども見受けられない。しかし、前章で「五議」を検討した際に述べたとおり、「論政」類における統治論が、現状に目を向けた実用的思索であつたことは明白である。従つて「論兵」類・「論政」類は、現実に即した論理的施策を説くという点

で通ずるものであり、これは「論政論兵之類」十二篇に共通する顯著な特質と考えられるだろう。
おわりに

『呉子』や『司馬法』などの兵書には、戦時のみならず、平時における食糧の確保や国勢の充実を図る必要性を説く箇所が見える。「論政論兵之類」十二篇中の「為國之過」には、主に「論政」に関する内容が記されているもの、中には「欲士卒之輯睦□□也（士卒の輯りて睦まじく□□と欲す）」と「兵」に関する記述も見え、これらが同一の統治論の中に組み込まれてかかるべきものであったことが窺える。

「論政論兵之類」十二篇は、勿論、偶然によつてまとめられたものであつた可能性も捨てきれない。しかし以上の考察により、描かれた時代状況や国政に関する思想内容の共通性から、それらが戦乱の世において、国防のための指針となるよう記され、まとめられた文献であつたと考えることも可能であろう。

本稿においては、主に「五議」の思想について考察し、それを基に「論政論兵之類」十二篇へと検討を進めた。しかし、中にはいまだ取り上げられていない篇や検討の不十分な篇も存在する。今後、その他の篇との関連性にも注意しながら、より体系的かつ詳細な分析を加えていきたい。

注

(1) 「論政論兵之類」に関する先行研究には、その中の一篇「為國之過」を取り上げ論じた、草野友子「銀雀山漢簡『為國之過』の全体構成とその特質」(『京都産業大学論集』、人文科学系列第四十三号、二〇一一年三月) や、主に「論政論

兵之類」十二篇を俯瞰して検討した、湯浅邦弘「銀雀山漢墓竹簡「論政論兵之類」について」（『中国出土文献研究2010』、『中国研究集刊』第五十二号、二〇一一年一月）が見えるのみである。

(2) 十二篇の篇題は以下のとおり。「將敗」「將失」「兵之恒失」「王道」「五議」「効賢」「為國之過」「務過」「觀庫」「持盈」「分士」「三亂三危」。なお、この篇題木牘は第三輯に所収予定。

(3) 「論政論兵之類」十二篇のうち、「分士」のみ、湯王と伊尹の問答形式で記されている。ただし、この篇は大部分が残欠簡であり、全体の内容については不明である。

(4) 馬王堆帛書「十六經」減法にも「昔天地既成、正若有名、合若有刑（形）……」とある。

(5) 「論兵」に関する内容は、拙稿「銀雀山漢墓竹簡「兵之恒失」考釈」（『待兼山論叢』哲学篇第四十四号、二〇一〇年十二月）参照。

〔附記〕本稿は、平成二十三年度日本学術振興会・科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

（大学院博士後期課程学生・日本学術振興会特別研究員）

摘要

有關銀雀山漢墓竹簡〈五議〉的分析

金城 未來

本論文通過釋讀收錄在《銀雀山漢墓竹簡〔貳〕》(文物出版社、2010年1月)的文獻〈五議〉，來分析其作為文獻所具有的主要特徵。

〈五議〉是〈論政論兵之類〉五十篇中的一篇，預計收錄在《銀雀山漢墓竹簡〔參〕》中的篇題木牘中也可以看到它的名稱。它的內容有關國政，以分項的形式列舉了五條內容。各條首先論述作為前提的事項，並說明了與其有關的統治的條件。進一步闡述了這些條件如果能夠實現就能保住國家，否則就不能保住國家。

具體地說，〈五議〉以論述國政為前提，提出了以下的三點。

- 1 很多的語言都有其根源（第一議）。
- 2 根據語言行動，其結果如果能平定天下，就能獲得很多的東西（第三議）。
- 3 天地雖不言，而萬民應時宜行動，為獲得財物而奔走。如果能理解這個道理，也就能夠認識到政治的最高狀態（第四議）。

有關1，在馬王堆帛書《十六經》成法中可以看到與其相同的記述。2的內容也能令人想起《論語》子路的〈正名〉與《韓非子》二柄的〈刑名〉思想，有關3可以看到與《慎子》威德類似的內容。由此可見〈五議〉中出現的三個前提超越了儒家、道家、法家的侷限，成為了當時廣泛普及的認識。

但是，《十六經》中的相同部分以〈五議〉不同的文脈出現，而且儒家文獻的《論語》中的德目、法家文獻的《韓非子》中出現的對法律的絕對視等在〈五議〉中也沒有出現。〈五議〉中包含了與各文獻有所不同的思想。因此可以說，〈五議〉是不拘泥於儒家與法家思想的，依據現實的觀點論述國政的文獻。

在篇題木牘中可以看到名稱的〈論政論兵之類〉十二篇中，有與〈五議〉相似的記述了有關論政的文獻以及與〈兵之恒失〉相似的記述了有關論兵的文獻。雖然〈論政論兵之類〉乍看來像是論政與論兵各自不同內容的文獻被偶然地整理到了一起，但我們可以發現以天下為視野的記述、以及表現了戰敗亡國的可能性的內容卻是全篇共通的，而且不受儒家與法家束縛的思想內容也是十二篇所共通的。綜上所述，可以說〈論政論兵之類〉是作為戰亂中的國防方針而被有意地整理到一起的文獻群。

本論文主要考察了〈五議〉的思想特質，進而討論了〈論政論兵之類〉十二篇。但是，其中仍存在探討不夠充分的篇章。今後在關注〈五議〉與其它篇章的關連性的同時，進行詳細而系統的分析。